

構成員課税となるキャリード・インタレスト

Released: April 2, 2021

Updated: May 13, 2021

In brief

2021年度(令和3年度)税制改正大綱(以下「2021年度税制改正大綱」)において、ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンドからその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリード・インタレスト)について、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行うと明記されていました。これを受け、金融庁が国税庁に照会し、構成員課税の対象となるキャリード・インタレストの判定基準と構成員課税のための要件を具備した一般的な事例における考え方の整理を公表しました。また、金融庁からキャリード・インタレストに関する内容を満たしている旨を確認するためのチェックシートや計算書が公表されており、これを確定申告時に添付することに留意すべきとされています。

本ニュースレターでは、金融庁が公表した判定基準について解説します。

なお、金融庁からの公表情報については以下をご参照ください。

「キャリード・インタレストの税務上の取扱いについて」

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210401.html>

【2021年5月13日更新情報】

金融庁からキャリード・インタレストに関するチェックシートおよび計算書(ファンドマネージャー確定申告書の添付書類として利用想定)が公表されました。

1) キャリード・インタレストの経済的合理性等の判定に係るチェックシート

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210401/02.pdf>

2) キャリード・インタレストに係る所得に関する計算書

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210401/03.pdf>

In detail

1. キャリード・インタレストに対する原則的な考え方の整理

個人であるファンドマネージャーが投資組合事業に金銭等を出資する場合、当該投資組合事業から生じる利益が予め定められた一定の水準(以下、「ハードルレート」といいます)を超えることを条件に、その出資割合を超えた利益を分配することができます(いわゆるキャリード・インタレスト)。これは、ファンドマネージャーがその組合の組合員であり、かつ、投資意思決定に関して権限を有することで、単に資金のみを出資する有限責任組合員に比して投資組合事業への貢献度合いが高いためであると考えられています。

所得税法上、任意組合等の組合員の組合事業に係る課税については、所得税基本通達36・37共-19(以下、「本通達」といいます)において、任意組合等の利益等の額のうち、分配割合について経済的合理性を有していないと認められる場合を除き、分配割合に応じて利益の分配を受けるべき金額又は損失を負担すべき金額を、利益の額又は損失の額とすること(分配割合に応じた構成員課税)とされています。このことに

より、組合事業に係る利益(実現益)が株式等の譲渡に基づくものであれば、株式等の譲渡所得等として20.315%の分離課税とされることになります。

したがって、ファンドマネージャーがその受領するキャリード・インタレストを、組合契約で定められた分配割合に応じた構成員課税の対象とするため(すなわち組合事業の利益分配が株式譲渡による実現益から構成されている場合において、キャリード・インタレストが株式等の譲渡所得等として取扱われるため)には、当該分配割合の「経済的合理性」が要件となることから、この「経済的合理性」等の基本的考え方について以下のとおり整理されました。

「経済的合理性」等の基本的考え方

経済的合理性については、本通達にも記載があるとおり、「分配割合が各組合員の出資の状況、組合事業への寄与の状況などからみて」、個々の組合契約について具体的に検討する必要がありますが、例えば、次の要件に該当する場合には、一般的には、経済的合理性等を有しているものと考えられるとされています。

なお、次の要件は、投資組合契約が本通達に定める任意組合等に係る組合契約(投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び外国におけるこれらに類するものを含みます)であること、及び、当該投資組合契約とその運用上の実態に相違がないことを前提としています。

(1) 任意組合等に係る「組合契約」について

➤ 各種の法令に基づいていること

投資組合契約の締結及び当該契約の内容や当該投資組合契約に係る組合財産の運用については、法的な合理性が担保されていることが前提となります。このため、(イ)投資組合契約の締結及びその内容などが当該投資組合契約の根拠となる各種法令に基づいていることや(ロ)当該投資組合契約に係る組合財産の運用に際して無限責任組合員(ゼネラル・パートナー、以下、「GP」といいます)が金融商品取引法に基づく投資運用業の届出等をしていることなどが必要であるとされています。

➤ 金銭等の財産を出資していること

キャリード・インタレストは、ファンドマネージャーの投資組合事業への貢献度合に鑑み、当該投資組合の組合員として受け取る利益の分配であることから、当該ファンドマネージャーが組合員としての資格を有することが必要となります。したがって、キャリード・インタレストを構成員課税の対象とするためには、ファンドマネージャーが金銭等の財産を投資組合に出資していること(労務出資は、すべての組合契約の準拠法において認められているわけではないため、今般公表された判定基準の対象とされていません)が前提となるとされています。

(2) 「利益の分配」について

キャリード・インタレストが投資組合事業から生じる利益の分配として受け取るものであるというためには、その性格が投資組合契約上明らかにされていることが必要となります。このため、キャリード・インタレストについては、投資組合契約において利益の分配(distribution)や配分(allocation)を規定する条項、または組合財産の分配を規定する条項に定められ、それが当該投資組合契約に係る組合員に対する組合利益の分配として支払われる必要があります。

(3) 「経済的合理性」について

➤ 分配条件が恣意的でないこと

経済的合理性を有するというためには、投資組合契約に定めるキャリード・インタレストに係る分配条件が恣意的でないことが必要となります。キャリード・インタレストに係る分配条件は、有限責任組合員(リミテッド・パートナー)で資金のみを提供する者(一般 LP)とキャリード・インタレストを受け取るファンドマネージャーとの間で最も利害が対立する事項の一つと考えられます。このため、恣意的な分配条件でないというためには、(イ)投資組合の組合契約はその投資組合の組合員全員の合意のもとに締結されたものであり、かつ、(ロ)当該投資組合の組合員は他の組合員と利害の対立する複数の者により構成されていることが必要であるとされています。

ただし、投資組合契約の締結後、キャリード・インタレストに係る分配条件について、例えば、ファンドマネージャーとその特殊関係者のみで決定・変更可能であるような場合には、これが恣意的でないとはいえないことに留意が必要です。

➤ 一般的な商慣行に基づいていること

経済的合理性を有するためには、投資組合契約の内容が国内外における一般的な商慣行に基づいていることが必要となります。

例えば、投資組合利益の分配や配分を規定する条項において、(イ)一定のハードルレートに達するまで出資割合に応じた分配を行い、これを超えた場合の利益の分配につき、20%をファンドマネージャーに、残り 80%をファンドマネージャー以外の組合員に分配するケース、また、(ロ)ハードルレートまでは優先的にファンドマネージャー以外の組合員に分配した後、まずはハードルレートに相当する額までをファンドマネージャーに分配し(いわゆるキャッチアップ)、キャッチアップ後の利益の 20%をファンドマネージャーに、残り 80%をファンドマネージャー以外の組合員に分配するケースが多いとされています。

そして、このことは、このような利益の分配や配分(当該分配の割合を含む。)が、一般的な商慣行であることの間接的な裏付けと考えられるとされています。

➤ 投資組合事業に貢献していること

経済的合理性を有するためには、ファンドマネージャーが投資組合事業に貢献していることが必要となります。キャリード・インタレストは、投資組合事業への貢献度合に鑑みファンドマネージャーが組合員として受け取る利益の分配であることから、ファンドマネージャーが投資組合事業に貢献しているかどうかが重視されます。例えば、ファンドマネージャーが投資組合事業の投資意思決定に重要な影響を及ぼす権限(租税特別措置法施行令第 26 条の 30 第 1 項に規定する行為など)を有し、組合事業に係る利益を生じさせるため、実際にその権限を使用している場合には、投資組合事業に貢献していると考えられるとされています。

個人であるファンドマネージャーが受領するキャリード・インタレストに対する課税のあり方については、これまで議論がされてきました。今般、金融庁は、キャリード・インタレストを構成員課税の対象として、つまり、株式の譲渡益から生じたものであれば株式等の譲渡所得等の金額として取り扱うためのガイドラインを公表しました。このガイドラインは、国税庁にも照会され、このとおりで差し支えないとの回答を得たものであることから、今後、キャリード・インタレストの課税関係を整理する上で、有用なものであると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

金融部

パートナー

高木 宏

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

松田 結花

パートナー

スチュアート ポーター

パートナー

アダム ハンドラー

パートナー

齋木 信幸

パートナー

中村 賢次

パートナー

松永 智志

パートナー

箱田 晶子

パートナー

野中貴史

ディレクター

今村 恒子

ディレクター

比留間 延佳

ディレクター

安武 幹雄

ディレクター

西川 真由美

ディレクター

小林 孝平

ディレクター

杉山 清悟

ディレクター

青木 一憲

ディレクター

川崎 大輔

ディレクター

鈴木 俊二

ディレクター

藤野孝太郎

ディレクター

ロブ キスナー

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.